

参考資料

女性活躍・子育て支援に関連する事業
(待機児童解消加速化プラン)

平成26年11月12日
内閣府・厚生労働省

待機児童解消加速化プラン

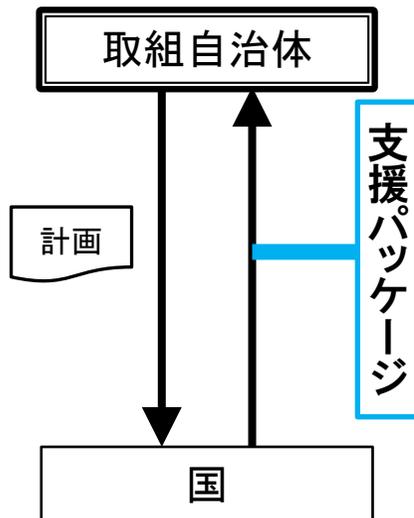
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）
- 緊急プロジェクト期間内にできる限りの保育の量拡大を図り、取組加速期間の終了までに待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業などの運営費支援等

- 小規模保育（運営費、改修費等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育などの運営費支援（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援事業の実施（子育て家庭等と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和。

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

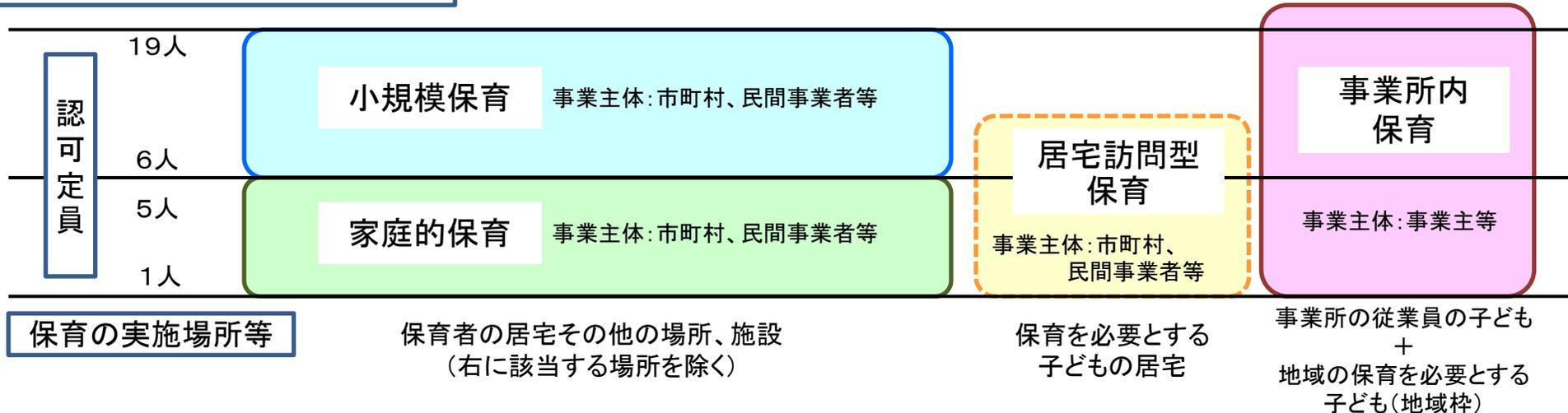
◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

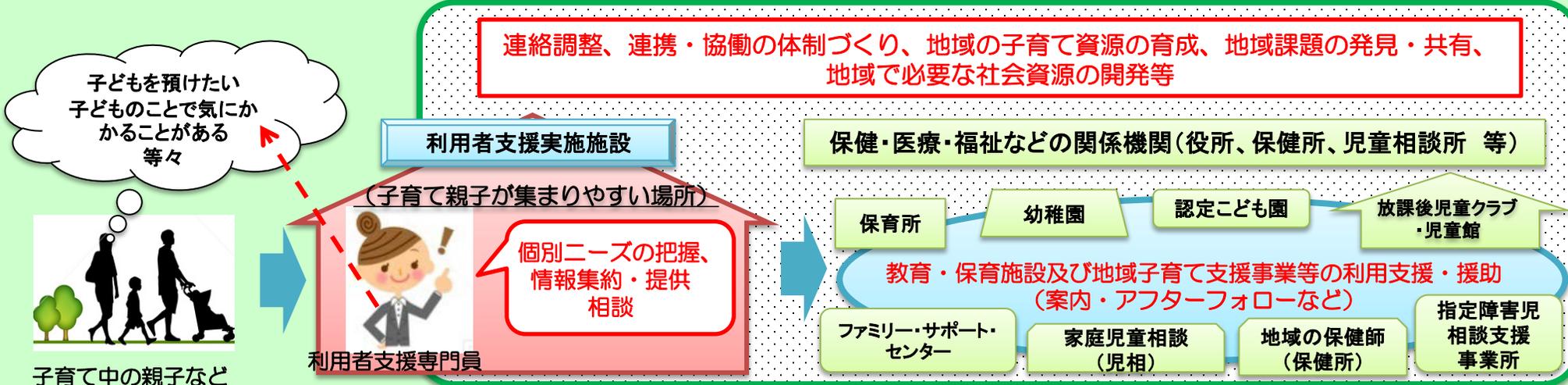
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



横浜市の保育コンシェルジュ事業について

保育コンシェルジュとは？

- ・ 横浜市の非常勤嘱託員である保育コンシェルジュは、保育サービスに関する専門相談員。
(保育士等の資格は特に求めている)
- ・ 保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育資源・保育サービスについて情報提供を行う。
- ・ 保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的とし、各区のこども家庭支援課に配置されている。
※ 配置状況:平成26年11月現在18区27名体制
- ・ 配置時に2日程度研修を実施。各区の個別的な内容については随時研修を実施。

具体的な業務

1 保育サービスの利用に関する相談業務

区窓口、電話、地域子育て支援拠点等の出張先において、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況を把握し、適切な保育資源、保育サービスの情報提供を行う。

2 入所保留児のアフターフォロー業務

保育所入所保留となった保護者に対し、保育状況や意向確認等を行い、ニーズにマッチした認可保育所以外の保育資源、保育サービスの情報提供や紹介を行う。

3 保育資源・保育サービスの情報収集業務

区内を中心とした保育資源や保育サービスの提供施設等と連携を図るため、入所状況、サービス利用状況等の情報を収集する。
さらに、収集した情報をデータ整理し、相談・案内時に情報提供できるツールとしてまとめる。

4 その他保育サービスの提供に関すること

参考)横浜市の保育資源と保育サービス

保育資源

認可保育所、認可外保育施設(横浜保育室、一般認可外保育施設、事業所内保育施設、ベビーホテル)、
家庭的保育福祉員、NPO等を活用した家庭的保育、
幼稚園、認定こども園等

保育サービス

一時保育、私立幼稚園預かり保育、乳
幼児一時預かり、
横浜子育てサポートシステム等

保育所における第三者評価の受審について

目的

- 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的として、保育所における第三者評価の受審を推進。

現状

- 福祉サービス第三者評価事業に関する指針(H16.8局長通知 ※1)、保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」(H17.5課長通知 ※2)に基づき、受審を推進。
- 平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、保育所等について、第三者評価の受審を努力義務化。

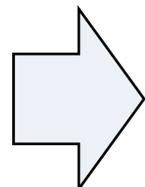
※1 評価機関の質の向上を図る等の観点から、H26.4に改定

※2 H23.3に改定、現在改定作業中

課題と対策

<課題>

- 1 受審の促進
- 2 評価機関の質の向上
- 3 受審コストの負担



<対応>

- 子ども・子育て会議などでの議論を踏まえ、以下の対応を行うこととしている。
 - ・ 平成31年度末までの5年間で、すべての事業者において受審・公表が行われることを目標とする。
 - ・ 新たな指針及びガイドラインに基づく、質の高い第三者評価の推進
 - ・ 5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助する。

【参考】保育所における過去の第三者評価受審実績

	受審件数		
	H23年度	H24年度	H25年度
保育所施設数	23,385	23,711	24,038
受審保育所数	818	1,011	1,324
受審率	3.50%	4.26%	5.51%

※保育所施設数について、平成22年度以前は福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)、平成23年度以降は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ。
※受審保育所数については、全国社会福祉協議会政策企画部調べ。

子ども・子育て新システムに関する基本制度（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）

子ども・子育て支援新システム検討会議における議論を踏まえて取りまとめられた「子ども・子育て支援新システムに関する基本制度」において、事業主拠出金の水準・充当範囲等とともに、事業主負担の在り方等について制度全般の見直しに際して行うこととされた。

「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（抜粋）

Ⅷ 費用負担

3 事業主負担金の考え方

- 子ども・子育て支援施策については、公費で負担することが基本。事業主拠出の水準は、現行制度における事業主の負担をベースに設定する。

※ 事業主負担の在り方については、Ⅺの見直しに際して改めて検討する。

- 事業主拠出を充当する範囲は法定とする。

具体的には、子どものための手当と両立支援のための子ども・子育て支援事業（仮称）（放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後児保育事業。これらの事業の質の改善に要する経費を除く。）に充当することとする。

※ Ⅺの見直しに際し、事業主拠出の充当範囲については、受益と負担の対応関係を踏まえた見直しを検討する。

- 拠出金率に関し、事業主が意見を申し出ることができる旨を法定する。

その際、事業主の意見提出の機会を実質的に保障するため、政府は十分な情報提供を行うとともに、事業主代表との意見交換を十分行い、提出された意見は尊重するものとする。

Ⅺ 制度施行後の見直し

- 新制度施行後から一定期間を経過した後、新システムの施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、制度全般（こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）、子ども・子育て支援事業（仮称）、総合こども園（仮称）、子ども・子育て包括交付金（仮称）、費用負担（事業主負担の在り方等）、既存の財政措置との関係（公立のこども園、私学助成）等）について見直しを図ることとする。



「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を踏まえ、子ども・子育て支援法において事業主拠出金の水準・充当範囲等について法定化。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（拠出金の徴収及び納付義務）

第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）及び地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

※第五十九条第二号：延長保育事業、同条第五号：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、
同条第十一号：病児・病後児保育事業

（拠出金の額）

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（略）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

- 2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額、賦課標準の予想総額及び第六十八条第二項の規定により国が交付する額並びに児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の一・五以内において、政令で定める。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

附則

（検討）

第二条

- 5 政府は、前各項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新制度における事業所内保育について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、事業所内保育施設（※）を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

※ 事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

- 従業員の子どもの保育については、企業の福利厚生・人材確保としての性格を踏まえた単価設定

		新制度における事業所内保育所	
		<定員20人以上> ※保育所の基準	<定員19人以下> ※小規模保育の基準
対象児童		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の必要性の認定を受けた満3歳未満の児童 ・ 企業等の従業員の子のほか、地域において保育を必要とする子にも保育を提供 	
職員	員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 ※上記の割合により算出した数に1名を加えた数
	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士（小規模保育A型） ・ 1／2以上保育士（小規模保育B型） ※保育士以外には研修 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで）
設備・面積		0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室・遊戯室 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡ 共通 調理室（連携施設からの搬入可）	0歳・1歳 乳児室・ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室・遊戯室 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡ 共通 調理室（連携施設からの搬入可）